

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

14 日付当地報道によれば、マニング・パンデミック指揮官は、国内における新型コロナウイルス感染症関連規制における「高リスク州」の範囲拡大を決定した模様です。これまで指定されていたウェスタン州、西セピック州及び東ハイランド州に加え、この度、西ハイランド州、モロベ州、チンプ州、エンガ州、ヘラ州、ジワカ州及び南ハイランド州が指定されました。

「高リスク州」に指定された州については、適切な理由により各州行政長官の許可を得なければ州境を超える移動ができません。また、許可が得られた場合であっても、移動の際には COVID-19 検査の受検とワクチン接種が必要となります。

14 日午前の時点では上記情報は当局ウェブサイトには掲載されておりませんが、掲載され次第、当館より追加情報等につき皆様にお知らせいたします。

当局発表ベースにおいてもデルタ株感染者が急激に増えており、急激な感染増に伴う医療の逼迫状況について連日報じられているところ、皆様におかれましては感染予防の徹底をお願いします。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

**【お問い合わせ先】**

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

E-mail：sceo.j@pm.mofa.go.jp

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>